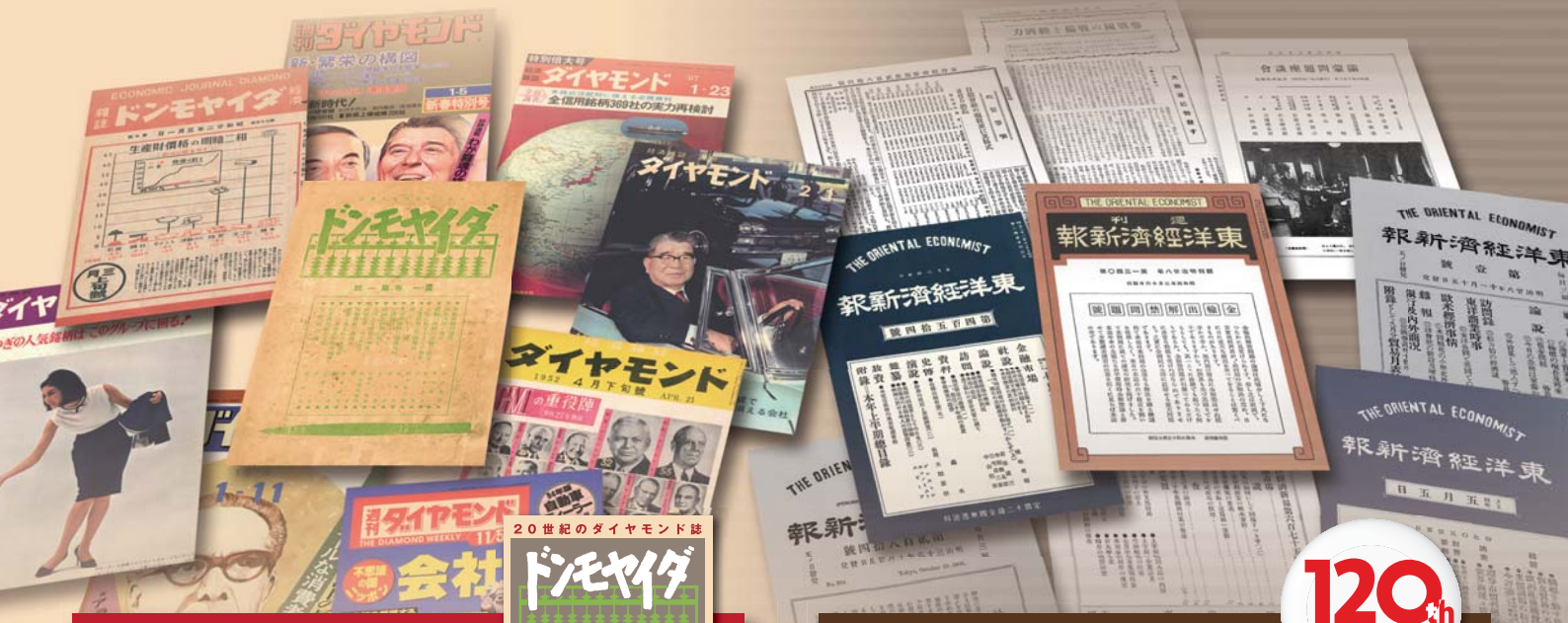


2大経済誌のデータベースサービス

日本近現代史、経済史・経営史、メディア史の調査・研究に絶大な威力を発揮！
2大経済誌がとらえた20世紀日本の歩みを鮮明なデジタル画像で提供！



20世紀のダイヤモンド誌

「週刊ダイヤモンド」
デジタルアーカイブズPLUS

東洋経済新報 週刊東洋経済

120th
東洋経済

東洋経済
デジタルアーカイブズ

大正から時代の経済事象をつぶさに見つめてきた経済誌
ダイヤモンド社創立100周年記念商品。
日本経済と伴走してきた『週刊ダイヤモンド』100年の軌跡をたどる。大正
2年(1913年)の創刊号から2014年まで、約4,600冊の全ページを収録。
2015年のカレントデータもサービス開始。

明治・大正・昭和の激動期を見つめた日本最古の経済誌
『東洋経済新報』は1895(明治28)年11月15日に創刊。創刊号から1945
(昭和20)年12月までに刊行された『東洋経済新報』(1926年から『週刊東
洋経済新報』)約2,000冊を収録。日清戦争の時代から終戦までの日本の政
治や経済、産業、企業の歩みが、歴史的な記事を通じて実感できる。

☆2つのデータベース間で横断検索が可能

横断検索で関連記事の検索結果が大幅アップ。

☆旧字・異体字辞書を実装

書誌データ・目次データ等は原資料に記載されているままの文字で入力されています。新字・現在の言葉で検索しても旧字・異体字を検索し検索結果として表示します。

☆クリッピング(引用)機能

本文画像の一部を切り取り、利用者のブログ等へ切り取った画像を埋め込む(引用)ことができます。

☆印刷機能を実装

頁を指定してPDFファイルに出力し、プリントアウト可能。 ※著作権保護のため制限があります。

☆デジタルならではの機能も充実

目次リンク、付箋機能、拡大・縮小、回転、俯瞰窓表示、等

☆WEBブラウザのみで利用可能

☆認証方法は3種類

①IPアドレス認証 ②学認(学術認証フェデレーション)認証 ③ID、PASSWORD認証(当システムから発行します)
※上記以外の認証方法についてはご相談ください。

☆無料で試読(期間限定のトライアル)可能です。お気軽にご相談、お問い合わせください。

サービス内容と料金体系 —2015年度版—

■コンテンツ概要

コンテンツ名	概要
「週刊ダイヤモンド」デジタルアーカイブズ PLUS ^{※1}	1913年の創刊号から2000年までに加えて、2001年から2014年までの14年分が追加。約4,600冊。2015年分も毎月追加。(2001年以降の巻号には、一部使用権のない記事・写真などがあり、記事そのものが収録されていない場合があります。)
東洋経済デジタルアーカイブズ 第1期 ^{※1}	1895年創刊から1945年までの50年分2,152冊約17万ページ (1946年以降については計画中です)

※1：コンテンツ間で横断検索可能

■料金体系 (他の料金システムは別紙をご覧ください。)

コンテンツ名	学認、IPアドレス特定型(一括支払方式 ^{※2})
「週刊ダイヤモンド」デジタルアーカイブズ PLUS + 東洋経済デジタルアーカイブズ	120周年特別記念価格 314万4千円^{※3} (2016年10月まで)

※2：一括支払い方式に関してはパッケージメディアをご用意しています。お気軽にご相談ください。 ※3：税込み価格です。東洋経済単体価格 150万円

■機能一覧

サービス・機能	学認	IPアドレス特定型	ID・パスワード提供型
プリントアウト	可 (1回のログインアクセスにて可能な頁数がタイトルによって決められています)		
クリッピング	可		
ネット引用 ^{※4}	不可	可 (登録IPアドレス内のみ)	不可
付箋	可	不可	可

※4：誌面上に引用箇所を画像として設定してパーマリンクを発行。WEB頁に張り付け可能。

ご利用時の注意事項

経葉デジタルライブラリ ブラウザタイプ(データベースアクセス方式)で提供するテキスト及び画像データは、著作権を制限して自由に利用することができますが、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています。利用者にご注意いただきたい「私的利用のための複製」、「引用」及び「教育利用」に関しては、以下の通りです。

●私的利用のための複製(著作権法第30条)について

ご自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができます。

※当サービスでは、「印刷(PDF)」機能を使って、表示された画像をPDFとして保存・プリントアウトできますが、これらはあくまでも私的利用のための複製と位置付けている点、ご注意ください。

●引用(著作権法第32条)について

自分の著作物に正当な範囲内で引用して利用することができます。

正当な範囲内での引用とは、以下の場合です。

- ・引用する箇所がかぎかっこなどで明瞭に区別できること。
- ・自分の論文が主であり引用が従であること。
- ・引用元の著作者人格権を侵害しないこと。
- ・出所の明示がされていること。

例えば、論文で引用を行う場合、自分の説を正当づけるためのなどの必要性がなければなりません。また、引用箇所に注をつけ、近いところに書名(題名)・巻号・ページ等出所の明示が必要です。(参考文献で参照しても、本文中の引用箇所が特定できないときは、適法な引用とはいえません。)

※当サービスのIPアドレス特定型では、「クリッピング」機能を使って、利用者が指定した箇所をブログ等に貼り付けて登録IPアドレス内のみにて公開できますが、これらは著作権法で規定する「引用」の範囲での利用としている点ご注意ください。

●学校その他の教育機関における複製等(著作権法第35条)について

教育を目的としたご利用の際は、著作権法第35条ガイドライン協議会による「学校その他の教育機関における著作権の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」 →参照：http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf に基づいてご利用ください。

《お申し込み・お問い合わせ》



株式会社 極東書店
FAR EASTERN BOOKSELLERS

〒101-8672 東京都千代田区三崎町2-7-10 帝都三崎町ビル
TEL: 03-3265-7531 FAX: 03-3556-3761
<http://www.kyokuto-bk.co.jp>